

令和4年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

県央会場

科目 ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

- ◆ いつも接している子どもたちや、勤務している放課後児童クラブが法的にどのように位置付けられているかを知ること、仕事に対する意識に改めて緊張感を感じることができました。自分は放課後児童クラブに勤務していますが、児童センター（児童館）との違いを明確に知ることができたのでとても意義がありました。また、虐待についての説明がありましたが、他人事とは思わずに普段からチェックリストの項目を意識して、子どもたちに接していきたいと思いました。
- ◆ 放課後児童クラブの職員は、子どもの権利を保障するために権利擁護に関する知識や意識を高め、子どもの最善の利益を考慮して育成支援に努めなければならないことを理解できました。そのためには、児童福祉法や学校教育法、設備運営基準などをもっと深く知る必要があると感じました。私自身、子どもと関わる時間はあるものの、知らないことが多く、もっと知る努力をしていきたいと思いました。
- ◆ 放課後児童健全育成事業は多くの法令に基づいて運営され、その中で放課後児童クラブは社会的責任が重いということが分かりました。子どもの数は減少しているのに虐待が増加していること、しかも心理的虐待が12年前の3倍にも及んでいることに驚きました。子どもたちを近くで見守る支援員は、虐待の第一発見者になりうる立場にあるため、支援員同士で相談し、虐待が疑われる場合は放課後児童クラブから学校や児童相談所等へ連携を働きかける必要があることを学びました。
- ◆ 「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」といった子どもの権利を保障するために、権利擁護に関する知識を学び、意識の向上や子どもの最善の利益を考慮した育成支援に努めていかなければなりません。職員間での情報共有はもちろんのこと、児童館や地域住民、民生・児童委員、学校との連携により、多くの目で子どもを守り育てていく環境をつくっていく必要性を強く感じました。
- ◆ 虐待については、ニュース等で見ることしか今までなかったので、今回の研修で今の現状を知ることができました。新型コロナウイルス感染症の影響により、学校等の休業や外出自粛が続き、児童虐待リスクが高まっていることに対し、私たちでも力になれることを考えていきたいと思いました。また、子どもの権利を保障するため、権利擁護に関する知識や意識を高めていきたいと思いました。